

岩手県告示第88号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成26年12月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大森豊店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市西町三丁目2番4号

ウ 代表者の氏名 山口正樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第120005号

(3) 処分の内容 内装仕上工業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年12月19日付けで内装仕上工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成27年1月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 中和田実業

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松26番地19

ウ 代表者の氏名 中村謙一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第130012号

(3) 処分の内容 土木工業、とび・土工工業、石工業、管工業、鋼構造物工業、は装工業、しゅんせつ工業、造園工業及び水道施設工業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年1月5日付けで土木工業、とび・土工工業、石工業、管工業、鋼構造物工業、は装工業、しゅんせつ工業、造園工業及び水道施設工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。